

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則【総務局人事部給与課】 4

◇ 告 示

- 道路の供用廃止【建設局総務部管理課】 5
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 6
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 7
- 徴収事務の委託【保健福祉局人権推進センター同和対策課】 8
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 9
- 収納事務の委託【若松区役所総務企画課】 1 2

◇ 公 告

- 北九州市町上津役土地区画整理組合からの換地処分の届出【建築都市局都市再生推進部都市再生整備課】 1 3
- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課】 1 4
- 大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課】 1 6

◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】 1 8

○ 徴収事務の委託【上下水道局水道部計画課】	19
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（3件）【上下水道局下水道部施設課】	20

◇ 交 通 局

○ 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】	33
---	----

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市第 1 号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則

- 1 休日勤務手当相当報酬について、月額で定める報酬の支給を受けるパートタイムの会計年度任用職員に限り適用することにしました。
 - 2 勤務条件等により、別段の取扱いが必要となるパートタイムの会計年度任用職員について、報酬等の支給要件を改めることにしました。
- この規則は、令和 2 年 3 月 2 7 日から施行することにしました。

北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第19号

北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部を改正する規則

北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則（令和元年北九州市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第11条まで」の次に「（語学指導等を行う外国青年招致事業の実施のために任用する職員（第16条第1項において「語学指導等職員」という。）にあっては、第4条を除く。）」を加える。

第7条第1項中「職員」を「第2条第2項第3号に掲げる職員」に改め、同条第2項中「命ぜられた」の次に「前項の」を加える。

第15条に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い特別な事情があるときは、前条各号に掲げる職員で市長が定めるものについて、次に定める額との均衡を考慮して市長が別に定める額とすることができる。

第15条第2号中「通勤手当に関する規則第6条から第8条までの規定の例により算出した額（当該例による場合における同条第1項第1号に規定する支給単位期間は、1箇月とする。）を「前号に定める額（」に改める。

第16条第1項中「である者」の次に「（語学指導等職員を除く。）」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 77 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 2 年 3 月 27 日から道路の供用を廃止する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 27 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用廃止の区間
2280	大字田野 浦 3 号線	門司区大字田野浦 989 番 8 地先から 門司区大字田野浦 995 番まで
2431	西海岸 2 号線	門司区西海岸二丁目 10 番 5 地先から 門司区西海岸二丁目 461 番 6 地先まで

北九州市告示第 78 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 27 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更 前後 の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
2741	津田 20 号線	前	小倉南区津田三丁目 7 5 7 番 2 地先から 小倉南区津田三丁目 7 2 7 番 8 地先まで	2.3 ～ 3.4	43.1
		後	小倉南区津田三丁目 7 5 7 番 2 地先から 小倉南区津田三丁目 7 2 7 番 4 地先まで	4.1 ～ 4.5	43.1
2743	津田 22 号線	前	小倉南区津田三丁目 7 2 7 番 8 地先から 小倉南区津田三丁目 7 5 9 番 地先まで	2.3 ～ 5.0	27.3
		後	小倉南区津田三丁目 7 2 7 番 1 地先から 小倉南区津田三丁目 7 5 9 番 地先まで	4.1 ～ 5.3	27.3

北九州市告示第 79 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 2 年 3 月 27 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 27 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
2741	津田 20 号線	小倉南区津田三丁目 757 番 2 地先から 小倉南区津田三丁目 727 番 4 地先まで
2743	津田 22 号線	小倉南区津田三丁目 727 番 1 地先から 小倉南区津田三丁目 759 番地先まで

北九州市告示第 8 0 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立北方地域交流センターの多目的ホールにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 3 月 2 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北方体育交流センター 運営委員会 代表 森谷四六	北九州市小倉南区北方 三丁目 4 0 番 1 号	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 8 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 36 条第 1 項及び第 51 条の 20 第 1 項並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 15 第 1 項及び第 24 条の 28 第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、法第 51 条第 1 号及び第 51 条の 30 第 2 項第 1 号並びに児童福祉法第 21 条の 5 の 25 第 1 号及び第 24 条の 37 第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 3 月 27 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援 B 型）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
就労継続支援 B 型 ライズ 北九州市小倉南区 重住二丁目 6 番 6 2 号	株式会社ピュアハート 北九州市小倉北区片野三 丁目 7 番 7 号 代表取締役 高田 毅	身体障害 者（肢体 不自由、 聴覚・言 語障害及 び内部障 害）、知 的障害者 、精神障 害者及び 難病等対 象者	4017701899

(2) 指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号

やすらぎホーム 北九州市門司区恒 見町 6 番 5 号	合同会社やすらぎ 北九州市門司区上藤松二 丁目 1 1 番 5 号 代表社員 古賀基規	知的障害 者及び精 神障害者	4027600081
-----------------------------------	--	----------------------	------------

(3) 指定特定相談支援事業者（特定相談支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
相談支援センター クオーレ 北九州市若松区高 須南二丁目 1 番 1 3 号	株式会社洞北福社会 北九州市若松区南二島一 丁目 1 1 番 8 号 代表取締役 古野 章	特定無し	4036500124
千歳学園 相談支 援事業所 北九州市小倉南区 石田町 2 番 5 6 - 2 1 2 号	株式会社 i Q 北九州市小倉南区中曽根 東三丁目 6 番 6 号 代表取締役 彦田貴志	特定無し	4037700426

(4) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
コペルプラス 八 幡教室 北九州市八幡西区 鉄竜一丁目 4 番 1 4 号 コスパ相生 C 棟	株式会社コペル 東京都渋谷区神宮前四丁 目 2 番 1 7 号 代表取締役 大坪信之	重症心身 障害児以 外	4056700018
A n n i e ' s H o u s e 北九州市八幡西区 陣山二丁目 2 番 2 2 号	合同会社 A n e l a 北九州市八幡西区陣山二 丁目 2 番 2 2 号 代表社員 國丸清子	重症心身 障害児	4056700026

(5) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
A n n i e ' s H o u s e 北九州市八幡西区 陣山二丁目 2 番 2 2 号	合同会社 A n e l a 北九州市八幡西区陣山二 丁目 2 番 2 2 号 代表社員 國丸清子	重症心身 障害児	4056700026

(6) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
相談支援センター クオーレ 北九州市若松区高 須南二丁目 1 番 1 3 号	株式会社洞北福社会 北九州市若松区南二島一 丁目 1 1 番 8 号 代表取締役 古野 章	特定無し	4076500018
千歳学園 相談支 援事業所 北九州市小倉南区 石田町 2 番 5 6 - 2 1 2 号	株式会社 i Q 北九州市小倉南区中曽根 東三丁目 6 番 6 号 代表取締役 彦田貴志	特定無し	4077700013

2 指定年月日

令和 2 年 3 月 1 日

北九州市告示第 8 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、若戸大橋無料化ノベルティ吉田初三郎リーフレットの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 3 月 2 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会	北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号	平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで
中央興産株式会社	北九州市若松区浜町一丁目 1 9 番 9 号	平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで
火野葦平資料の会 代表者 坂口 博	北九州市若松区本町三丁目 1 3 番 1 号	平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第 2 0 7 号

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 1 0 3 条第 3 項の規定により北九州市町上津役土地区画整理組合から換地処分を行った旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により公告する。

令和 2 年 3 月 2 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市公告第 208 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 2 年 3 月 27 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン戸畑ショッピングセンター
北九州市戸畑区汐井町 2 番 2 号

2 大規模小売店舗を設置する者
三菱UFJ 信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
代表取締役 池谷幹男

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（1） 変更前

三菱UFJ 信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
代表取締役 若林辰雄

（2） 変更後

三菱UFJ 信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
代表取締役 池谷幹男

4 変更の年月日

平成 28 年 4 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 2 年 3 月 9 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 2 年 7 月 27 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 2 年 7 月 27 日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- （１） 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- （２） 住所又は所在地
- （３） 連絡先電話番号
- （４） 大規模小売店舗の名称及び所在地
- （５） 意見

北九州市公告第 2 0 9 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 2 年 3 月 2 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ナフコ門司店
北九州市門司区上馬寄二丁目 8 番 1 の一部ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役 青柳俊彦
福岡市博多区博多駅前三丁目 2 5 番 2 1 号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ナフコ
代表取締役 石田卓巳
北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 1 0 号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和 2 年 1 1 月 1 9 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3, 4 1 1. 9 1 平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
3 3 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
1 0 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
5 4 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
1 7. 2 5 立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前 7 時から午後 9 時まで

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 6 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口 2 箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後 11 時まで

8 届出年月日

令和 2 年 3 月 18 日

9 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

- (2) 北九州市門司区清滝一丁目 1 番 1 号

北九州市門司区役所総務企画課

10 縦覧期間

この公告の日から令和 2 年 7 月 27 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 2 年 7 月 27 日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

- (2) 住所又は所在地

- (3) 連絡先電話番号

- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (5) 意見

北九州市上下水道局管理規程第 2 号

北九州市上下水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 7 日

北九州市上下水道局長 中 西 満 信

北九州市上下水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局企業職員の旅費に関する規程（昭和 4 2 年北九州市水道局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を削る。

第 5 条に見出しとして「（日当の調整）」を付し、同条を第 4 条とする。

第 6 条に見出しとして「（準用規定）」を付し、同条を第 5 条とする。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の北九州市上下水道局企業職員の旅費に関する規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

北九州市上下水道局告示第 10 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 及び北九州市上下水道局会計規程（昭和 39 年北九州市水道局管理規程第 12 号）第 36 条の 2 第 1 項の規定により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 16 の 2 第 1 項の規定に基づき定めた宗像地区事務組合と北九州市との間における水道事業に係る事務の代替執行に関する規約第 2 条に規定する水道料金及び手数料等のうち給水装置に係るものの徴収事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 3 月 27 日

北九州市上下水道局長 中 西 満 信

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社北九州ウォーターサービス	北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

北九州市上下水道局公告第 33 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年北九州市水道局管理規程第 6 号）第 2 条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 3 月 27 日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

新町浄化センター他 2 浄化センター電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 6 月 30 日まで

(4) 履行場所 北九州市門司区松原三丁目 6 番 1 号

新町浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目 10 番 1 号

曽根浄化センター

北九州市若松区大字安瀬 64 番地の 15

北湊浄化センター

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定について、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、考慮しないこととする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審

査等に関する規程（平成 7 年北九州市水道局管理規程第 2 号）第 2 条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（3） 電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 2 条の 2 の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第 2 条の 3 の規定により小売電気事業登録の申請を行っている者であること。

（4） 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 0 9 3－5 8 2－2 5 4 5）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和 2 年 4 月 1 7 日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札手続等

（1） 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

北九州市上下水道局下水道部施設課

イ 日時 この公告の日から令和 2 年 5 月 2 2 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午前 1 1 時 3 0 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで

（2） 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報（http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02_0001.html）又は前号アの場所において無償で交付する。

（3） 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は、行わないものとする。

（4） 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の提出期限 第 1 号アの場所に書留郵便により、令和 2 年 4 月 1 7 日午後 5 時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の提出期限 第 1 号アの場所に令和 2 年 4 月 1 7 日午後 4 時 3 0 分までに提出のこと。

（5） 郵送による場合の入札書の受領期限 第 1 号アの場所に書留郵便により、令和 2 年 5 月 2 1 日午後 5 時までに必着のこと。

（6） 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

小倉北区役所庁舎西棟地下 2 階第一入札室

イ 日時 令和2年5月22日午後1時30分

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号いずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局下水道部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2485

6 Summary

(1) The contract item up for tender :

Power supply to Shinmachi Treatment Plant and other 2 Treatment Plants

(2) Deadline of Tender(by hand)

1:30p.m., May 22, 2020

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., May 21, 2020

(4) For further information, please contact:

Facilities Construction Division,

Sewer System Department, Water and Sewer Bureau,

City of Kitakyushu

北九州市上下水道局公告第34号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年3月27日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 調達内容

（1） 特定役務の名称及び数量

片上ポンプ場他16ポンプ場電力供給 一式

（2） 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

（3） 履行期間 令和2年7月1日から令和3年6月30日まで

（4） 履行場所 北九州市門司区片上海岸7番2号

片上ポンプ場

北九州市門司区東港町2番24号

門司港ポンプ場

北九州市門司区田野浦海岸8番14号

大久保ポンプ場

北九州市門司区白野江四丁目16番3号

白野江第2ポンプ場

北九州市門司区白野江一丁目9番7号

白野江ポンプ場

北九州市小倉北区浅野三丁目7番20号

浅野町ポンプ場

北九州市小倉北区東港一丁目1番18号

港町ポンプ場

北九州市小倉北区大手町7番10号

大手町ポンプ場

北九州市小倉北区三萩野三丁目1番1号

神嶽ポンプ場

北九州市小倉北区篠崎一丁目4番1号

南小倉ポンプ場

北九州市小倉南区富士見三丁目4番2号

城野ポンプ場

北九州市戸畑区川代二丁目1番

戸畑ポンプ場

北九州市小倉南区曾根新田北四丁目2番7号

曾根新田北ポンプ場

北九州市門司区吉志一丁目29番1号

吉志ポンプ場

北九州市小倉南区津田新町一丁目1番1号

竹馬川第2ポンプ場

北九州市小倉南区沼南町二丁目14番1号

竹馬川第4ポンプ場

北九州市小倉南区大字曾根3326番地の22

竹馬川第5ポンプ場

- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定について、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、考慮しないこととする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第2条の3の規定により小売電気事業登録の申請を行っている者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和2年4月17日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部施設課

イ 日時 この公告の日から令和2年5月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報（http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02_001.html）又は前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和2年4月17日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に令和2年4月17日午後4時30分までに提出のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和2年5月21日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室

イ 日時 令和2年5月22日午後1時45分

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水

道局契約規程（昭和３９年北九州市水道局管理規程第２５号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第５条第７項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の１００分の５以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第２５条第７項第１号又は第３号のいずれかに該当する場合は、免除する。

（３） 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第１２条各号いずれかに該当する入札

（４） 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第１３条第１項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

（５） 契約書作成の要否 要

（６） この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

（７） この公告に係る契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

（８） この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局下水道部施設課

〒８０３－８５１０ 北九州市小倉北区大手町１番１号

電話 ０９３－５８２－２４８５

6 Summary

（１） The contract item up for tender :

Power supply to Katagami Pumping Station and other 16 Pumping Stations

（２） Deadline of Tender(by hand)

1:45p.m., May 22, 2020

（３） Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., May 21, 2020

(4) For further information, please contact:

Facilities Construction Division,

Sewer System Department, Water and Sewer Bureau,

City of Kitakyushu

北九州市上下水道局公告第 35 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年北九州市水道局管理規程第 6 号）第 2 条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 3 月 27 日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 調達内容

（１） 特定役務の名称及び数量

中川通ポンプ場他 11 ポンプ場電力供給 一式

（２） 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

（３） 履行期間 令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 6 月 30 日まで

（４） 履行場所 北九州市若松区本町二丁目 17 番 16 号

中川通ポンプ場

北九州市若松区古前一丁目 6 番 5 号

藤ノ木ポンプ場

北九州市若松区南二島二丁目 22 番 25 号

奥洞海ポンプ場

北九州市若松区大字払川 73 番地の 5

払川ポンプ場

北九州市若松区高須東三丁目 1 番 13 号

高須ポンプ場

北九州市八幡西区大字藤田 2292 番地の 5

藤田ポンプ場

北九州市八幡西区洞北町 2 番 1 号

本城ポンプ場

北九州市八幡西区御開二丁目 5 番 30 号

東中島ポンプ場

北九州市八幡西区中須一丁目 2 番 41 号

折尾ポンプ場

北九州市八幡西区則松四丁目 1 番 1 号

則松ポンプ場

北九州市八幡西区大字楠橋 3 9 2 8 番地

楠橋ポンプ場

北九州市八幡西区八枝一丁目 1 番 1 号

金山川ポンプ場

- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定について、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、考慮しないこととする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成 7 年北九州市水道局管理規程第 2 号）第 2 条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者又は同法第 2 条の 3 の規定により小売電気事業登録の申請を行っている者であること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和 2 年 4 月 17 日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

北九州市上下水道局下水道部施設課

イ 日時 この公告の日から令和2年5月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

（2） 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報（http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02_0001.html）又は前号アの場所において無償で交付する。

（3） 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は、行わないものとする。

（4） 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和2年4月17日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の提出期限 第1号アの場所に令和2年4月17日午後4時30分までに提出のこと。

（5） 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和2年5月21日午後5時までに必着のこと。

（6） 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室

イ 日時 令和2年5月22日午後2時

5 その他

（1） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

（2） 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

（3） 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第 1 2 条各号いずれかに該当する
入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第 1 3 条第
1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもっ
て入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるもの
である。

(7) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第
2 3 4 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属す
る年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除
があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる
ものとする。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在
地等

北九州市上下水道局下水道部施設課

〒 8 0 3 - 8 5 1 0 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 4 8 5

6 Summary

(1) The contract item up for tender :

Power supply to Nakagawadori Pumping Station and other 11
Pumping Stations

(2) Deadline of Tender(by hand)

2:00p.m., May 22, 2020

(3) Deadline of Tender(by mail)

5:00p.m., May 21, 2020

(4) For further information, please contact:

Facilities Construction Division,

Sewer System Department, Water and Sewer Bureau,

City of Kitakyushu

北九州市交通局管理規程第 3 号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 2 年 3 月 2 7 日

北九州市交通局長 池 上 修

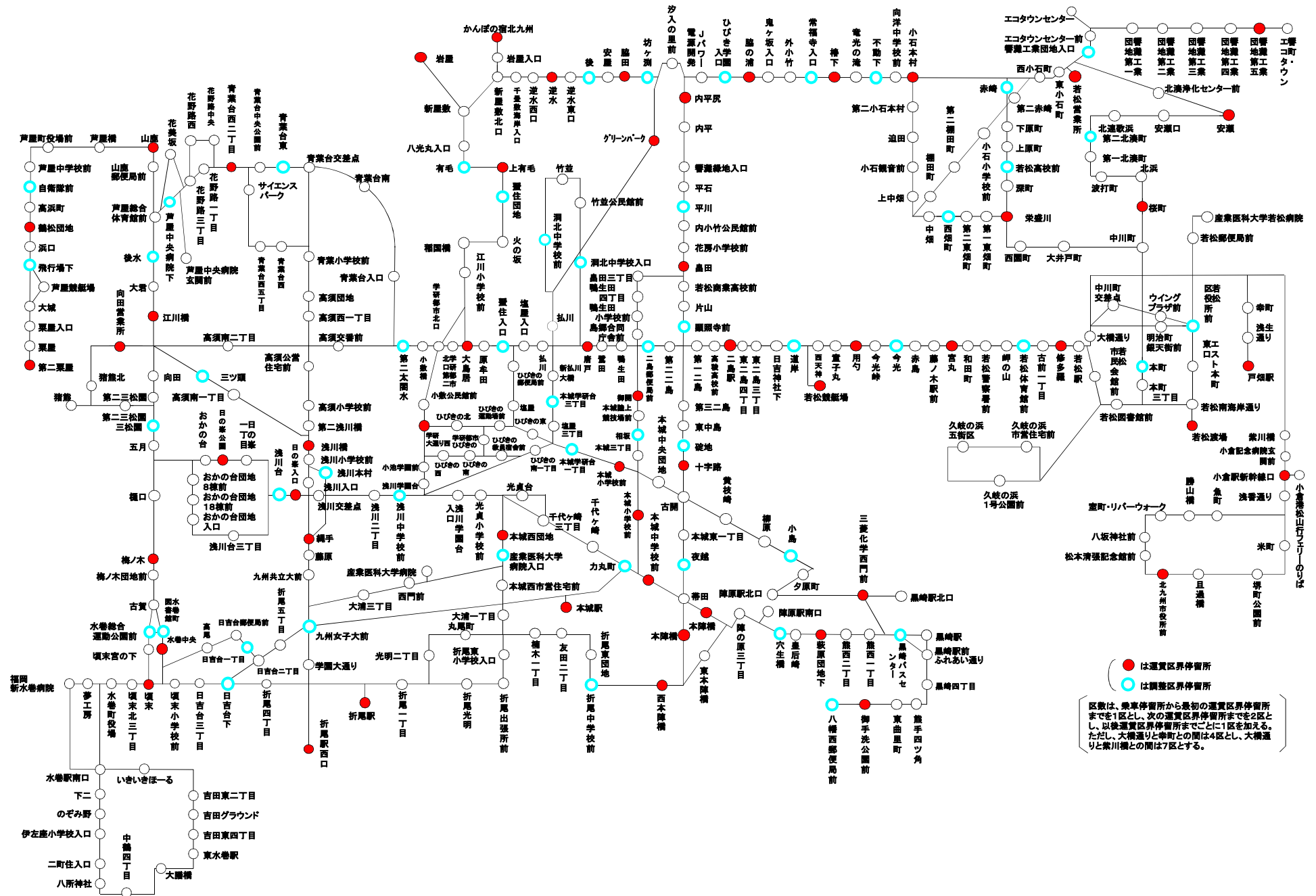
北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正
する規程

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（昭和 3 9 年北九州市交通局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

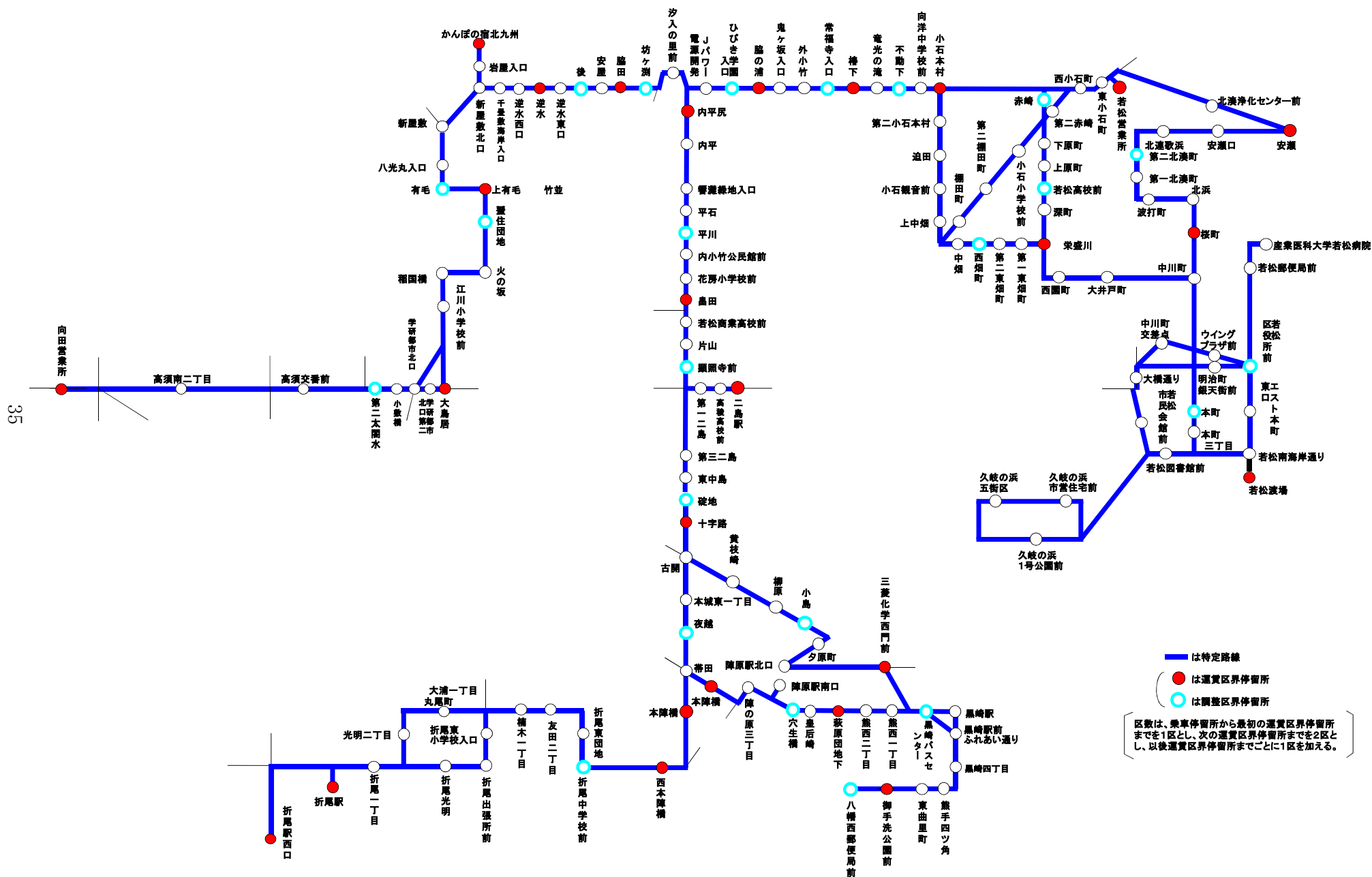
第 3 条の 3 第 2 項第 1 号中「次」を「前条」に改め、同号の表を削る。

別表第 1 から別表第 3 の 2 までを次のように改める。

別表第1 (第1条関係)



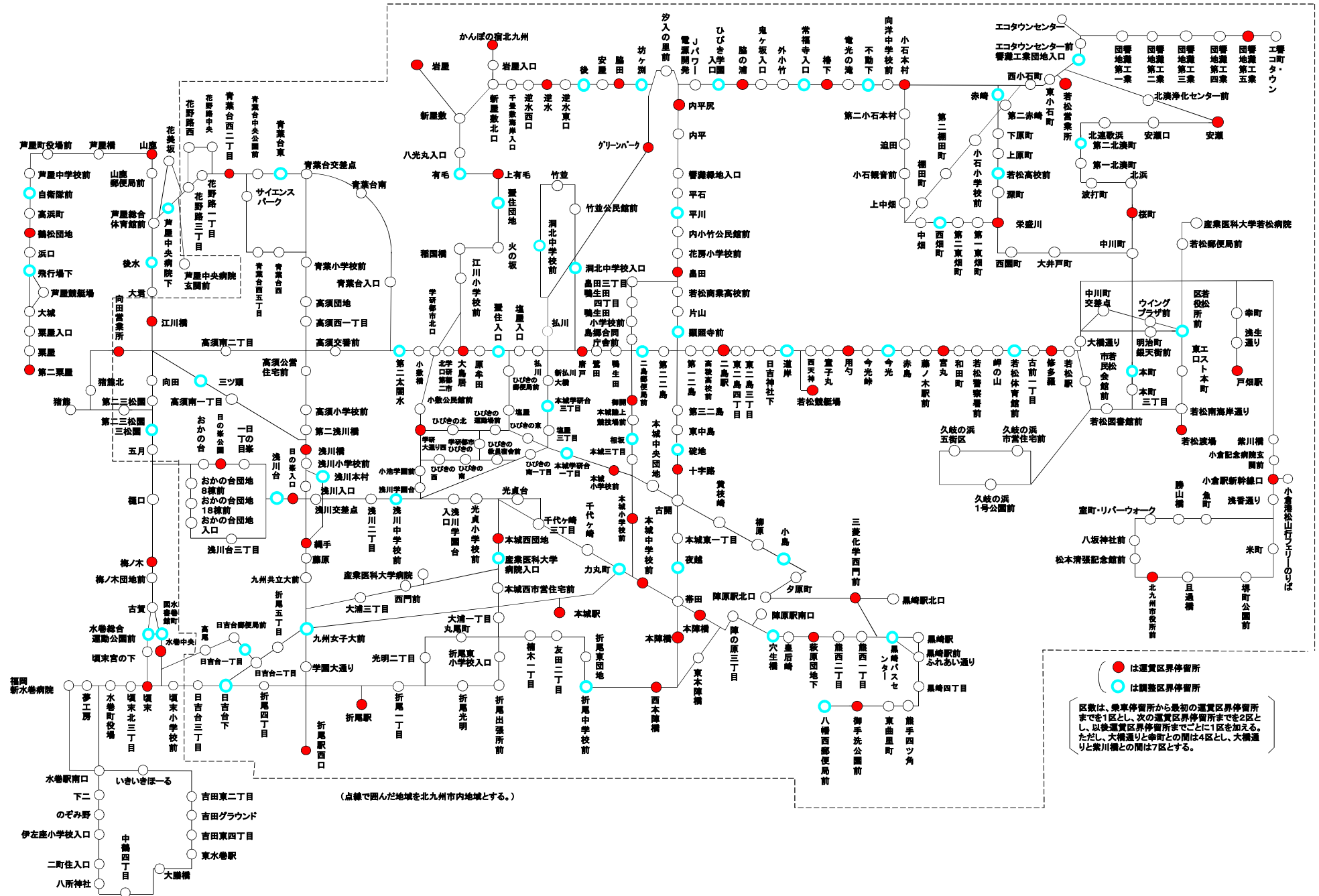
別表第1の2（第3条の3関係）



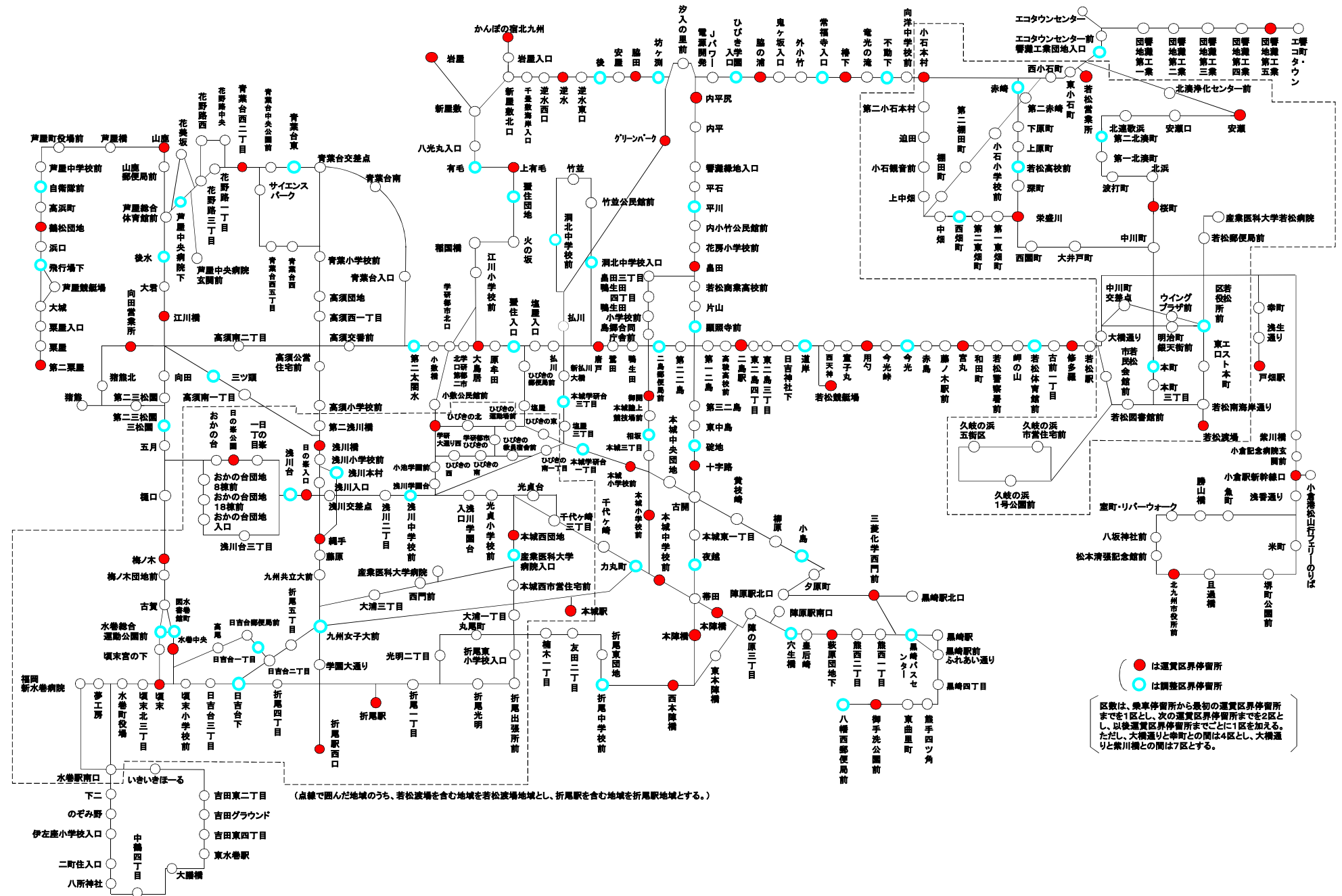
別表第 2（第 3 条の 4 関係）

種類	利用可能額	金額
10円券102枚に相当する情報の記録	1,020円	1,000円
10円券210枚に相当する情報の記録	2,100円	2,000円
10円券315枚に相当する情報の記録	3,150円	3,000円
10円券424枚に相当する情報の記録	4,240円	4,000円
10円券530枚に相当する情報の記録	5,300円	5,000円
10円券642枚に相当する情報の記録	6,420円	6,000円
10円券749枚に相当する情報の記録	7,490円	7,000円
10円券864枚に相当する情報の記録	8,640円	8,000円
10円券972枚に相当する情報の記録	9,720円	9,000円
10円券1,100枚に相当する情報の記録	11,000円	10,000円

別表第3 (第14条の2関係)



別表第3の2（第14条の3関係）



付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 2 年 3 月 2 8 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前にこの規程による改正前の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（以下「旧規程」という。）の規定により発売された乗車券で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、この規程による改正後の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の規定により発売されたものとみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行前に旧規程に基づき発売した乗車券の取扱いに関しては、別に管理者が定める。